

任期付職員（職員の育児休業に伴う代替職員）の採用について

採用を希望される方は、下記事項を確認のうえ必要な手続きをお取りください。

1. 職務内容

第七管区海上保安本部管内の海上保安部において、海上保安官（港内交通管制官）として、港内における船舶の動静の把握及び航行の管制に関する業務等に従事します。

2. 求める人材

公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する方。

3. 応募資格

かつて海上保安官であった者

※ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

○日本の国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 採用予定人数

1名

5. 採用期間

令和7年6月1日～令和8年3月31日

（採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。）

（育児休業者の育児休業取得期間等により、任期更新の可能性あります。）

6. 勤務予定地

長崎県佐世保市干尽町4-1 佐世保海上保安部交通課

7. 勤務条件等

勤務形態：1週間あたり38時間45分の交替制勤務（4週8休）

休 暇 等:年次休暇(年20日(採用の年は、採用日より日数が異なります。)).残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季・忌引等)及び介護休暇等があります。

基 本 給:一般職の職員の給与等に関する法律等に基づき、公安職俸給表(二)が適用され、採用前の経験等を考慮して決定されます。

住居手当:家賃に応じ支給(月額最高 28,000 円)

期末勤勉手当(ボーナス): 基本給の 4.60 月分(年2回に分けて支給(採用の年は、採用日より支給率が異なります。))

この他、扶養手当、超過勤務手当等が支給されます。

昇 給:原則年1回(昇給日に 55 歳を超えている場合は原則昇給なし。)

宿 舎:あり(宿舍の空き状況により入居できない場合もあります。)

8. 選考日程、選考方法及び試験会場

(1)選考日程 令和7年4月下旬から5月上旬までの間で、指定する日

(2)選考方法

作文試験	文章による表現力等について、試験を行います。
人物試験	面接により人柄等について、試験を行います。
身体測定・身体検査	提出された身体検査票により、検査を行います。

(3)試験会場

第七管区海上保安本部

〒801-8507

福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10

※必要に応じて、オンラインによる面接等も可能

(4)合格発表日 令和7年5月中旬までに、選考採用の可否を通知します。

9. 応募方法

(1)受付期間:令和7年4月9日(水)から令和7年4月 23日(水)

(2)提出書類

①申込書(様式1)

②作文用紙(様式自由)

テーマ「これまでの職務経験を海上保安庁でどのように活かしたいか」
(400字程度とすること。)

③身体検査票(様式2)

なお受診費用は自己負担となるので留意。

(3)書類送付先

〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10

第七管区海上保安本部総務部人事課 宛て

※ 書類の送付にあたっては、封筒に「第七管区海上保安本部 任期付職員採用 提出書類在中」と朱書きし、書留で送付してください。

(4)その他

審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。応募の秘密については、厳守します。また、応募書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

第七管区海上保安本部総務部人事課

担当:第一人事係

住所:〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10

電話:093-321-2931(代表)